

工商総局 企業簡易抹消登記改革を全面的に推進することに関する指導意見

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2016年12月26日、工商総局は「企業簡易抹消登記改革を全面的に推進することに関する指導意見」(工商企注字[2016]253号、以下「本意見」)を公布しました。条件に合致した企業の市場からの撤退を利便化することで、資源を再整備し、市場主体に政策によるメリットをもたらすことを目的としています。

1. 政策の背景

商事制度改革を推進し、市場からの撤退メカニズムを完全なものとするため、国務院は2014年に「市場の公平な競争を促進し、市場の正常な秩序を保護することについての若干意見」(国発[2014]20号)を公布しました。20号意見により、個人工商者、未開業の企業、債権債務の無い企業に対し、パイロット政策を開始しました。2015年以降、一部のエリアにおいて企業簡易抹消登記改革パイロットが行われており、撤退のニーズがあり、債務関係が明確な企業は企業簡易抹消登記適用の申請が可能となっています。これによって一般の抹消登記と比較し、大幅に手続時間の短縮化が図られています。

更なるビジネス環境の最適化、市場の活性化を進めるべく、2017年3月1日より、工商総局は全国範囲まで企業抹消登記改革を拡大することを決定しました。

【図表1】簡易抹消登記改革に関連する政策の推移

時期	通知名 概要
2015年 4月	工商総局 (工商企注字[2015]60号) 上海市等一部エリアにおいて簡易抹消登記改革パイロット方案に同意することについての回答
	上海市浦東新区、江蘇省塩城市、寧波市、深セン等。各地域における未開業の企業、債権債務無し の企業を対象とし、簡易抹消パイロット政策が適用可能
2015年 9月	工商総局 (工商企注字[2015]142号) 企業簡易抹消改革パイロットの関連業務を更に進めることについての通知
	天津市、内モンゴル自治区、浙江省、江西省、広東省、広西壮族自治区、瀋陽市など各省(自治区、 市)における企業簡易抹消登記改革パイロットを更に推進し、パイロット範囲を拡大する
2016年 12月	工商総局 (工商企注字[2016]253号) (本意見) 企業簡易抹消登記改革を全面的に推進することに関する指導意見
	2017年3月1日より、全国範囲に企業簡易抹消登記改革を拡大することを決定

2. 政策の内容

本意見により、営業許可証を受け取った後、経営活動を展開していなかった、あるいは抹消登記申請前の段階

で債権債務がない、もしくは債権債務を清算済みの有限責任公司、非公司企業法人、個人独資企業、パートナーシップ企業が一般抹消手続フローあるいは簡易抹消フローを自由に選択することが可能となりました。

【図表2 本意見の概要】

適用対象	<p>以下のいずれかに合致する企業が対象となる</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 営業許可証取得後、経営活動を開始していない、未開業の企業 ➤ 債権債務の無い企業、あるいは債権債務を清算済みの企業
適用不可となる条件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国家规定に基づき、参入特別管理措置が実施される外商投資企業 (2) 企業経営異常リストあるいは嚴重違法失信企業リストに記載される企業 (3) 持分(投資権益)が凍結されたり、質権設定、動産差押等の状況にある企業 (4) 立件調査あるいは行政強制、司法協力が採用され、行政処罰などが見込まれる企業 (5) 企業に所属する非法人分支機構が抹消登記を行っていない場合 (6) 簡易抹消登記が中止された企業 (7) 法律、行政法規あるいは国务院決定が抹消登記前に批准が必要であると規定した場合 (8) 簡易抹消登記に相応しくないその他の状況
簡易抹消申請フロー	<p style="text-align: center;">企業はオンラインシステム¹を通じて、企業関連情報を公告(公告期間は45日間)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">登記機関はオンラインシステムを通じて企業情報を各関連部門に報告・送付</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">公告期間中、利害関係者及び政府部門は国家企業信用情報公示システム「簡易抹消公告」の「コメント欄」に異議及び理由の記入が可能</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">公告期間満了後、企業は企業登記機関に対し、簡易抹消登記を申請</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">登記機関は申請を受付した後、形式審査、国家企業信用情報公示システムを通じた検索検査を実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">登記機関による簡易抹消申請可否判断</p>

一般抹消手続と比較して、簡易抹消登記を適用する場合、提出資料の削減を含め、手続が大きく簡素化されています。条件に合致する企業は改革のメリットを直接享受することが可能となっています。

【図表3】簡易抹消登記の提出資料

提出資料	<ul style="list-style-type: none"> (1)申請書 (2)指定代表あるいは共同委託代理人からの授權委託書 (3)全体投資人承諾書 (4)営業許可証(原本および写し)
------	--

¹オンラインシステム: 国家企業信用情報公示システムの「簡易抹消公告」欄より実施

提出が不要となる資料	清算報告、投資人決議、納税証明、清算組備案証明、公告が記載された新聞のサンプル等の提出は不要となる
------------	---

登記機関は申請を受付した後、形式審査を実施します。国家企業信用情報公示システムを利用し、簡易抹消登記を申請した企業に対して、検索検査を行うことも可能となっています。簡易抹消登記を適用できない、制限された条件の申請に対しては、書面(電子あるいはその他の形式)で申請人に対し、簡易抹消の条件に合致していない旨を告知しなければなりません。公告期間中に異議が提出された企業に対しては、登記機関は3営業日以内に、法に則って簡易抹消登記を行わない旨の決定を出さなければなりません。公告期間中に異議が提出されない企業に対しては、登記機関は3営業日以内に法に則って簡易抹消登記を行う旨の決定を出さなければなりません。

3. 企業への影響

企業が抹消手続きを行う際のプロセスの煩雑さ、手続き時間の長さ等の実務面の問題が本意見によって、一定程度解消することが期待されています。条件に合致する企業は、工商抹消登記にかかる所要期間を10日以内(公告期間含まず)に短縮することができるようになります。登記抹消については、本意見によって短縮化が図られた一方、税務抹消についての当局解釈・簡素化政策が待たれます。引き続き関連情報をフォローの上、随時展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;">工商总局关于全面推进企业简易注销登记改革的指导意见</p> <p style="text-align: center;">工商企注字〔2016〕253号</p> <p>为进一步深化商事制度改革,完善市场主体退出机制,根据《国务院关于促进市场公平竞争维护市场正常秩序的若干意见》(国发〔2014〕20号)、《国务院关于印发2016年推进简政放权放管结合优化服务改革工作要点的通知》(国发〔2016〕30号),自2017年3月1日起,在全国范围内全面实行企业简易注销登记改革。现就推进企业简易注销登记改革,实现市场主体退出便利化,提出如下意见:</p> <p>一、持续深化商事制度改革,充分认识推进企业简易注销登记改革的重大意义</p> <p>深化商事制度改革,是党中央、国务院作出的重大决策,是在新形势下全面深化改革的重大举措。2014年3月1日以来,注册资本登记制度改革在全国范围内全面实施。通过改革,还权于市场、还权于市场主体,大幅度降低了企业设立门槛,极大地激发了市场活力和社会投资热情,市场主体数量快速增长。市场准入高效便捷的同时,退出渠道仍然不畅。根据现行法律规定,注销企业程序复杂,耗时较长,一定程度上影响了市场机制效率。</p> <p>2015年以来,一些地方开展了企业简易注销登记改革试点,让真正有退出需求、债务关系清晰的企业快捷便利退出市场,重新整合资源,享受到商事制度改革的红利。企业简易注销登记有助于提升市场退出效率,提高社会资源利用效率;有助于降低市场主体退出成本,对于进一步提高政府效能,优化营商环境,持续激发市场活力,释放改革红利具有重要意义。</p> <p>各地要充分认识全面推进企业简易注销登记改革的重大意义,在坚持“便捷高效、公开透明、控制风险”的基本原则基础上,对未</p>	<p style="text-align: center;">工商総局 企業簡易抹消登記改革を全面的に推進することに関する指導意見</p> <p style="text-align: center;">工商企注字〔2016〕253号</p> <p>商事制度改革と市場主体の撤退メカニズムを更に深化させるため、「国務院 市場の公平な競争を促進し、市場の正常な秩序を保護することに関する意見」(国発〔2014〕20号)、「国務院 2016年政務簡素化と権限委譲、放管結合を推進し、サービス改革を最適化することについての通知」(国発〔2016〕30号)に基づき、2017年3月1日より、全国における企業簡易抹消登記改革を全面的に実施する。ここに企業簡易抹消登記改革を推進し、市場主体の撤退がより便利なものとなるよう、以下の通り意見を提出する</p> <p>一、商事制度改革を持続的に進化し、企業簡易抹消登記改革の重大意義を十分に認識する。</p> <p>商事制度改革の深化は、党中央、国務院が打ち出した極めて重要な政策であり、新情勢の下で、全面的な改革を深化する上での重大な措置である。2014年3月1日より、登録資本登記制度改革が全国範囲で全面的に実施される。改革を通して、権利を市場主体に返し、企業設立のハードルを引下げ、市場の活力と社会投資の盛り上がりを極大化し、市場主体の数を速やかに増加させる。市場参入が効率化、利便化された一方、退出は依然スムーズではない。現行の法律規定に基づく企業抹消手続はプロセスが複雑であり、所要期間も長いことから、一定程度市場メカニズムを非効率的なものとしている。</p> <p>2015年以降、一部の地方では企業簡易抹消登記の改革パイロットが展開され、撤退ニーズがあり、債務関係が明確な企業を利便的に市場より撤退させることで、資源を整理し、商事制度改革のメリットを享受させている。企業簡易抹消登記は市場の退出効率を高め、社会資源の利用効率を高める。市場主体の退出コストを低減し、政府の機能を高め、ビジネス環境を最適化し、市場活力を引き出し、改革によるメリットのもつ重大な意義を開放する。</p> <p>各地は、企業簡易抹消登記改革の重大な意義を十分に認識し、「便利かつ高効率、公開透明、リスクコントロール」の基本原則を基礎とし、未開業の企業・債権債務の無い企業に対し、</p>

开业企业和无债权债务企业实行简易注销登记程序。要兼顾依法行政和改革创新,按照条件适当、程序简约的要求,创新登记方式,提高登记效率;公开办理企业简易注销登记的申请条件、登记程序、审查要求和审查期限,优化登记流程;强化企业的诚信义务和法律责任,加强社会监督,保障交易安全,维护公平竞争的市场秩序。

二、规范简易注销行为,为企业提供便捷高效的市场退出服务

(一)明确适用范围,尊重企业自主权。

贯彻加快转变政府职能和简政放权改革要求,充分尊重企业自主权和自治权,对领取营业执照后未开展经营活动(以下称未开业)、申请注销登记前未发生债权债务或已将债权债务清算完结(以下称无债权债务)的有限责任公司、非公司企业法人、个人独资企业、合伙企业,由其自主选择适用一般注销程序或简易注销程序。

企业有下列情形之一的,不适用简易注销程序:涉及国家规定实施准入特别管理措施的外商投资企业;被列入企业经营异常名录或严重违法失信企业名单的;存在股权(投资权益)被冻结、出质或动产抵押等情形;有正在被立案调查或采取行政强制、司法协助、被予以行政处罚等情形的;企业所属的非法人分支机构未办理注销登记的;曾被终止简易注销程序的;法律、行政法规或者国务院决定规定在注销登记前需经批准的;不适用企业简易注销登记的其他情形。

人民法院裁定强制清算或裁定宣告破产的,有关企业清算组、企业管理人可持人民法院终结强制清算程序的裁定或终结破产程序的裁定,向被强制清算人或破产人的原登记机关申请办理简易注销登记。

(二)简化登记程序,提高登记效率。

企业申请简易注销登记应当先通过国家企业信用信息公示系统《简易注销公告》专栏主动向社会公告拟申请简易注销登记及全体投资人承诺等信息(强制清算终结和破产程序终结的企业除外),公告期为45日。登记机

简易注销登记的手续实施实施实施。

法に則って、行政と改革刷新を兼ね、条件の適当さ、プロセス簡素化の要求に従い、登記方式を刷新し、登記効率を高める。企業简易注销登記の申請条件や登記プロセス、審査要求、審査期限を公開し、登記プロセスを最適化する。企業の誠実業務と法律責任を強化し、社会監督を強化し、取引の安全を保障し、公平な競争が行われる市場秩序を保護する。

二、简易注销行為を規範化し、企業の為に便利で高効率な市場退出サービスを提供する

(一)適用範囲の明確化、企業の自主権力の尊重

政府職能の変化と政務簡素化、権限移譲改革の要求を確りと実行する。企業の自主権と自治権を十分に尊重し、営業許可証取得後に経営活動を展開していない企業(以下、未開業)、抹消登記申請前に債権債務が未発生企業、あるいは債権債務の清算が完了している有限責任企業、非公司企業法人、個人独資企業、パートナーシップ企業は、一般抹消プロセスあるいは简易注销手続を自主的に選択する。

以下の状況の企業は简易注销フローを適用しない。

国家が規定し、実施する参入特別管理措置の外商投資企業。企業経営異常リストあるいは嚴重違法失信企業リストに掲載された企業。持分(投資権益)が凍結されたり、質権設定、動産差押等の状況にある企業。立件調査あるいは行政強制、司法協力が採用され、行政処罰などが見込まれる企業。企業に所属する非法人分支機構が抹消登記を行っていない場合。简易注销手続を中止された企業。法律、行政法規あるいは國務院決定が抹消登記前に批准が必要であると規定した場合。简易注销登記を適用しないその他の状況。

人民法院が強制清算あるいは破産宣告を裁定した場合、関連企業の清算組、企業管理人は人民法院による強制清算フローの終結裁定あるいは破産フローの終結裁定を持ち、被強制清算人あるいは破産人の従来の登記機関に向けて简易注销登記を申請することができる。

(二)登記プロセスの簡素化、登記効率の向上

企業が简易注销登記を申請するには、まずは国家信用情報公示システム《简易注销公告》を通じ、主体的に社会に向けて简易注销登記を申請することおよび、全体の投資人の承諾等の情報を公開しなければならない(強制清算終結と破産手続終結の企業は除く)。公告期間は45日とする。登記機関は

关应当同时通过国家企业信用信息公示系统将企业拟申请简易注销登记的相关信息推送至同级税务、人力资源和社会保障等部门,涉及外商投资企业的还要推送至同级商务主管部门。公告期内,有关利害关系人及相关政府部门可以通过国家企业信用信息公示系统《简易注销公告》专栏“异议留言”功能提出异议并简要陈述理由。公告期满后,企业方可向企业登记机关提出简易注销登记申请。

简化企业需要提交的申请材料。将全体投资人作出解散的决议(决定)、成立清算组、经其确认的清算报告等文书合并简化为全体投资人签署的包含全体投资人决定企业解散注销、组织并完成清算工作等内容的《全体投资人承诺书》(见附件)。企业在申请简易注销登记时只需要提交《申请书》《指定代表或者共同委托代理人授权委托书》《全体投资人承诺书》(强制清算终结的企业提交人民法院终结强制清算程序的裁定,破产程序终结的企业提交人民法院终结破产程序的裁定)、营业执照正、副本即可,不再提交清算报告、投资人决议、清税证明、清算组备案证明、刊登公告的报纸样张等材料(企业登记申请文书规范和企业登记提交材料规范(2015年版)已相应修订)。

登记机关在收到申请后,应当对申请材料进行形式审查,也可利用国家企业信用信息公示系统对申请简易注销登记企业进行检索检查,对于不适用简易注销登记限制条件的申请,书面(电子或其他方式)告知申请人不符合简易注销条件;对于公告期内被提出异议的企业,登记机关应当在3个工作日内依法作出不予简易注销登记的决定;对于公告期内未被提出异议的企业,登记机关应当在3个工作日内依法作出准予简易注销登记的决定。

(三)明晰各方责任,保护合法权利。

企业应当对其公告的拟申请简易注销登记和全体投资人承诺、向登记机关提交材料的真实性、合法性负责。《全体投资人承诺书》是实施监督管理的依据。企业在简易注销登记中隐瞒真实情况、弄虚作假的,登记机关

国家企业信用信息公示系统を通じ、企業が简易注销登記を行うことに関連する情報を同級の税務、人材資源社会保障等の部門に報告しなければならない、外商投資企業の場合はさらに同級の商務主管部門まで報告しなければならない。公告期間において、関連する利害関係人および関連する政府部門は国家企業信用信息公示システム《简易注销公告》の異議コメント欄に異議および理由を提出することができる。公告期間満了後、企業は企業登記機関に简易注销登記を申請することができる。

企業が提出しなければならない資料を簡素化する。全体の投資人より出された解散決議(決定)、清算組の成立、確認を経た清算報告等の文書を、全体投資人が署名し、全体投資人の企業解散抹消決定、清算組の成立、清算業務の完成等の内容を含んだ《全体投資人承諾書》(付属資料ご参照)に簡素化する。企業は简易注销登記を申請する際、《申請書》、《指定代表あるいは共同委託代理人授權委託書》、《全体投資人承諾書》(強制清算が終結した企業は人民法院による強制清算フロー終結の裁定、破産手続が終結した企業は人民法印による破産手続終結の裁定)、營業許可証(元本および写し)のみ、提出すればよい。清算報告、投資人決議、納税証明、清算組備案証明、公告が記載された新聞サンプル等の資料は提出する必要はない(企業登記申請文書規範と企業登記提出資料規範(2015年版)は既に改定済)。

登記機関は申請を受付した後、申請資料に対して形式審査を実施しなければならない。国家企業信用信息公示システムを利用し、简易注销登記を申請した企業に対し、検索検査を行うことも可能。简易注销登記を適用できない、制限された条件の申請に対しては、書面(電子あるいはその他の形式)で申請人に対し、简易注销の条件に合致していない旨を告知しなければならない。公告期間中に異議が提出された企業に対しては、登記機関は3営業日以内に、法に則って简易注销登記を行わない旨の決定を出さなければならない。公告期間中に異議が提出されない企業に対しては、登記機関は3営業日以内に法に則って简易注销登記を行う旨の決定を出さなければならない。

(三)各自の責任の明確化、合法権利の保護

企業はその公告した简易注销登記手続、全体投資人の承諾に対し、登記機関に向けて提出する資料の真实性、合法性に責任を負わなければならない。《全体投資人承諾書》は監督管理実施の根拠となる。企業は简易注销登記において、真実の状況を隠蔽したり、虚偽の情報を用いたりした場合、登記機

可以依法做出撤销注销登记等处理,在恢复企业主体资格的同时将该企业列入严重违法失信企业名单,并通过国家企业信用信息公示系统公示,有关利害关系人可以通过民事诉讼主张其相应权利。

对恶意利用企业简易注销程序逃避债务或侵害他人合法权利的,有关利害关系人可以通过民事诉讼,向投资人主张其相应民事责任,投资人违反法律、法规规定,构成犯罪的,依法追究刑事责任。

三、加强组织保障,确保企业简易注销登记改革各项工作的有序开展

(一)加强组织领导。

各地要切实加强组织领导,周密安排部署,明确职责分工,注重加强与法院、检察、人力资源和社会保障、商务、税务等部门信息沟通,做好工作衔接,确保改革各项举措的有序开展、落地生根。

(二)完善制度措施。

已经开展企业简易注销登记改革试点的地方,要做好改革举措实施评估和跟踪调查工作,在本指导意见框架下及时调整完善相关制度措施和工作流程。尚未开展试点的地方,要认真按照指导意见要求制定企业简易注销登记内部工作制度和 workflow,编制企业简易注销登记告知单、办事指南等材料。

(三)强化实施保障。

各地要依托现代信息技术,及时改造升级企业登记业务系统软件,增加企业简易注销登记和简易注销登记限制条件的自动提示功能,完善国家企业信用信息公示系统相应功能,做好与有关部门的信息共享工作,切实强化实行企业简易注销登记的网络运行环境、办公设备、经办人员以及经费等保障工作。

(四)开展业务培训。

各地要有组织、有计划、分步骤开展对相关人员的业务培训,帮助相关人员深入理解

関は法に則って抹消登記を取り消す等の処理を行うことができる。企業の主体資格を回復させる際は、同時に企業を严重违法失信企業リストに掲載し、併せて、国家企業信用情報公示システムを通じて公示し、関連する利害関係人は民事訴訟を通じてその相応の権利を主張することができる。

悪意をもって企業简易注销手続を利用し、債務からの逃避、あるいは他人の合法的権利を侵害した場合、関連する利害関係人は民事訴訟を通じ、投資人に向けてその相応の民事責任を主張することができる。投資人が法律、法規規定に違反し、犯罪を構成していた場合法に則って刑事責任を追及する。

三、組織保障を強化し、企業简易注销登記改革の各プロジェクト業務の順を追った展開を確保する

(一)組織指導の強化

各地は組織指導を着実に強化しなければならない。綿密に部署に手配し、職責・分業を明確にし、法院、檢察、人材資源社会保障、商務、税務等の部門との情報連携を強化することで、業務の連携をうまく進め、改革の各プロジェクトの措置の順序立った展開を確保し、根付かせなければならない。

(二)制度措置の完備

既に企業简易注销登記改革パイロットを展開している地方は改革措置実施評価と事後調査業務を確り実施し、本指導意見スキーム下の関連措置と業務フローを遅滞無く調整・完備しなければならない。パイロット政策が展開されていない地方は本指導意見の要求に基づいて、企業简易注销登記の内部業務制度と業務フローを制定し、企業简易注销登記告知単や業務マニュアル等の資料を作成しなければならない。

(三) 保障実施の強化

各地は、現代情報技術によって、企業登記業務システムソフトウェアを遅滞無く改造、グレードアップしなければならない。企業简易注销登記、企業简易注销登記制限条件の自動提示機能を増やし、国家企業信用情報公示システムに相応の機能を完備させる。関連部門との情報共有業務を確り実施すべく、企業简易注销登記のインターネット運行環境や、オフィス設備、業務スタッフ及び経費などの保証業務を着実に強化し、実行する。

(四)業務研修の展開

各地は、組織的に、計画的に、関係人員向けの業務研修を展開しなければならない。改革の全面実施に基礎を作るべ

<p>企业简易注销登记的意义,全面掌握有关改革具体规定、材料规范、内部工作流程,熟练操作登记软件,为改革的全面实施打好基础。</p> <p>(五)注重宣传引导。 各地要充分利用广播、电视、报刊、网络等各种媒介做好企业简易注销登记改革的宣传解读,提高政策知晓度和社会参与度。引导公众全面了解自主选择企业简易注销登记带来的便利和对应的责任,及时解答和回应社会关注的热点问题,努力营造全社会理解改革、支持改革、参与改革的良好氛围。</p> <p>请各地按照《企业简易注销登记改革信息化技术方案》(随后下发)做好国家企业信用信息公示系统和企业登记业务系统软件的改造升级,确保2017年3月1日起全面执行本指导意见。各地在实行企业简易注销登记改革中遇到的新情况、新问题,要注意收集汇总,及时上报总局企业注册局。</p> <p>附件:全体投资人承诺书</p> <p style="text-align: right;">工商总局</p> <p style="text-align: right;">2016年12月26日</p>	<p>く、関係人員が企業简易注销登記の意義を深く理解し、改革の具体規定や、資料規範、内部業務プロセスを全面的に把握し、登記ソフトウェアの操作を熟練したものとすることを助けなければならない。</p> <p>(五)宣伝指導の重視 各地は、ラジオ、テレビ、新聞、インターネットなどの各種メディアを十分に利用し、企業简易注销登記改革の宣伝・解説の業務を適切に行い、政策の認知度、社会参与度を高めなければならない。自主的に企業简易注销登記を選択することの利便性及び責任への対応を全面的に理解させ、社会の関心が集める議題に対しては、遅滞無く回答し、全社会が改革を理解・支持・参加させるムードを作らなければならない。</p> <p>各地は「企業简易注销登記改革情報化技術方案」(今後公布)に基づいて国家企業信用情報公示システムと企業登記業務システムソフトウェアのアップデートと改造を行い、2017年3月1日からの本指導意見の実施を確保すること。各地は企業简易注销登記改革の実施において発見した新たな状況、新たな問題、新たな留意点を収集し、総局企業登記局まで遅滞無く報告する。</p> <p>附属資料:全体投資人承諾書</p> <p style="text-align: right;">工商総局</p> <p style="text-align: right;">2016年12月26日</p>
--	--

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考にとどめ、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室